

答 申 第 1 5 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 3 0 日付けで諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 1 5 号、諮問第 1 6 号

平成 2 9 年 9 月 4 日付け（第 1 5 7 - 4 号）「行政文書非公開決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第15号、諮問第16号

答申番号：答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長に対し、平成29年8月21日付けで「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」に関し、「このような入所と退所の繰り返し方は、何と比較して異例なのかが分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求1」という。）及び「●●は、本人に書いてもらったと回答しているが、●●の証拠は、「この証言」のみなのか、あるいは、他に偽造ではないという証拠が存在するのか、あるいは存在しないのかが分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

2 事案の移送

高崎市長は、本件請求1及び本件請求2について、条例第14条第1項の規定に基づき、平成29年8月23日付けで高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、事案の移送を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書について、行政文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（公開しない理由）

高崎市情報公開条例第7条第4号に該当

請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し本件請求1については、平成29年9月11日

付けで、本件請求2については、平成29年9月14日付けで、それぞれ審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月6日付けで弁明書を請求人に送付した。

6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、本件請求1については、平成29年12月11日付けで、本件請求2については、平成29年12月18日付けで反論書を提出した。

7 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年1月30日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

8 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年2月13日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件請求1及び本件請求2に係る行政文書について、条例第7条第4号に掲げる情報が記載されていることを理由に非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

実施機関は、公開しない理由について、条例第7条第4号に該当するとして「請求内容は、監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため」を挙げているが、監査委員らの間の率直な意見の交換、審議、検討、協議等に関する情報は、開かれた市政を具現化するために、その過程を市民が後で検証できるようにしておかなければならず、その公開は、監査委員の意思形

成過程の透明化に不可欠である。監査の適正な執行及び適正な監査の結果を導き出すための意思形成の手續や、協議の前提事実に関する客観的情報、既に監査を終えた事項についての協議経過などの情報は、原則公開されるべきであり、非公開とする合理的理由はない。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年1月31日及び同年3月29日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 条例第7条第4号該当性について

請求人の公開請求の対象となる行政文書は、いずれも住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が介護老人保健施設職員から聴取した内容を記録した議事録であると考えられる。

当該議事録に記載されている情報は、監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第4号の非公開情報に該当する。

(2) 非公開の考え方について

地方自治法上、監査委員が住民監査請求に係る監査を行う場合、関係人の任意の協力が不可欠である。関係人は監査委員限りで情報が活用されるものと信頼し聴取に応じたものであり、監査委員は監査を行うにあたり必要となる情報を入手することができた。仮に聴取内容を公にすることになれば、今後提起される住民監査請求において、関係人が自己の供述内容が公になることを嫌って聴取に応じなかったり、又は聴取に応じたとしても事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、監査を行うにあたり必要となる情報を充分に入手することが困難になるなど、その後の監査に与える影響は非常に大きなものがあると考えられることから、条例第7条第4号の非公開情報に該当するものとして、非公開と決定したものである。

なお、条例第7条第4号の趣旨は、審議等が終了し意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合にも該当するものである。

第5 審査会の判断

1 争点

- (1) 実施機関は、本件処分において公開しない理由を、本件請求1及び本件請求2において請求人が公開を請求した行政文書に記載されている情報は、監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある情報であるため、条例第7条第4号の非公開情報に該当する旨主張することから、審査会においての

その当否を検討する。

(2) 本件対象文書について

実施機関が主張するとおり、本件請求1及び本件請求2において請求人が公開を請求した行政文書は、住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が介護老人保健施設職員から聴取した内容を記録した議事録（以下「本件対象文書」という。）である。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

ア 条例第7条第4号では、「市の機関並びに国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、非公開情報と規定している。この規定は、市の機関並びに国及び他の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものであり、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにするものである。

イ 本件対象文書は、住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が介護老人保健施設職員から聴取した内容を記録した議事録である。監査委員の職務権限を定める地方自治法第199条第8項には「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる」と規定されている。しかし、この規定に基づく調査は、あくまで任意調査であり、強制力を伴わない。そのため、監査委員は関係人との信頼関係に基づいて、資料の収集や調査を行っているのであつて、今回の監査が円滑に行われるためには、関係人である介護老人保健施設職員の任意の協力が不可欠であつたといふことができる。

ウ 関係人は一般に、監査結果が公表されることは認識していたとしても、自分が陳述した内容や提供した資料が、そのままの形で公開されることを前提として、陳述や資料の提供を行っているものではないと考えられるため、このような情報を監査委員が一方的に公開すると、今後、監査委員が実施する同種の監査において、関係人等が陳述や資料提供等を躊躇するなどの非協力的な対応を取ることで、監査委員が事実関係を的確に把握することが困難になるなど、今後の監査事務の公正又は適正な実施を著しく妨げるがあると認められる。

エ よつて、本件対象文書は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある情報が記載されたものと認められ、条例第7条第4号の非公開情報が記載された文書であるといえる。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は監査の執行に関して様々な意見や要望を述べているが、当審査会の役割は、対象行政文書を公開しないとした実施機関の決定の当否を判断することであり、請求人の当該主張は、当審査会の所掌範囲を超えるものとして判断しない。また、請求人の当該主張により本答申の判断が左右されるものでもない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

| 年 月 日 | 審 理 経 過 等 |
|--|--------------|
| 平成30年1月30日 | 諮問 |
| 平成30年1月31日 | 調査、審議 |
| 平成30年2月13日 | 請求人からの意見書を受領 |
| 平成30年3月29日 平成30年4月26日 平成30年5月31日 | 調査、審議 |
| 平成30年7月19日 平成30年8月 8日 平成30年9月27日 | 答申調整 |
| 平成30年10月10日 | 答申 |

高崎市情報公開審査会委員

| | |
|-----|-------|
| 会 長 | 阿部 圭司 |
| 副会長 | 田島 義康 |
| 委 員 | 有賀 長規 |
| 委 員 | 竹内 健 |
| 委 員 | 越澤 恭行 |